

コンプライアンス

FUJITSU Way「行動規範」に則り、
コンプライアンスの徹底を図っています。

基本的な考え方

富士通グループは、グループの理念・指針であるFUJITSU Wayにおいて、企業理念を実現するうえで社員一人ひとりが厳守すべき基本ルールとなる「行動規範」を定めています。

この行動規範では、法令および社会規範の遵守に関する富士通グループの姿勢を明確に打ち出しており、社員が業務を遂行するうえでの厳守すべき事項を挙げています。

 [行動規範\(全文\)](http://jp.fujitsu.com/about/corporate/philosophy/codeofconduct/)
<http://jp.fujitsu.com/about/corporate/philosophy/codeofconduct/>

コンプライアンス推進体制

富士通は、社外の弁護士を第三者委員に加えた「行動の規範推進委員会」(現:「行動規範推進委員会」)を2004年に設置しました。

行動規範推進委員会では、行動規範に示されている社会規範の遵守の姿勢のもと、社内ルールの浸透と徹底、規範厳守の企業風土の醸成とそのための社内体制や仕組みの構築を推進しています。

さらに、法務本部コーポレート法務部と連携して、コンプライアンス意識の浸透に向けた活動を実施しています。

ヘルプライン制度の運用

富士通では、グループすべての社員(出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む)からの内部通報・相談を受け付ける「ヘルプライン制度」を2004年9月に開設し、行動規範の徹底に努めています。

この制度は、FUJITSU Wayに定められた行動規範に則って社員が業務を遂行する際、「判断に迷った場合」や「違反の疑いのある行為について通常の職制を通じて報告できない場合」、あるいは「法令や社会規範に照らして疑問が生じた場合」での運用を想定しています。この制度においては、通報を理由に通報者に対して不利益な取り扱いをすることを一切禁止しており、また、通報者が特定されないよう、情報の取り扱いには細心の注意を払っています。

なお、国内の富士通グループ会社でも個々にヘルプライン制度を構築し、富士通と同様に運用しています。

情報セキュリティ

情報セキュリティの考え方(関連規定の体系)

富士通グループでは、社内規定を遵守し、適正な情報管理・活用を推進するという方針のもと、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。

具体的には、FUJITSU Wayの行動規範のなかで、機密保持に関するポリシーを明文化し、情報セキュリティに関する基盤となる考え方を明確に打ち出しています。また、この考え方に基づいて「情報管理規程」「個人情報管理規程」「他社秘密情報管理規程」など7つの情報管理関連規程を設け、富士通および国内グループ会社に適用し、その遵守に努めています。

ビジネスグループ単位での情報セキュリティ体制の強化

富士通グループでは、情報管理を徹底し、セキュリティの強化を図るために、全社的な情報セキュリティ管理体制を構築しています。

富士通グループは、幅広い分野にわたってビジネスを展開していますが、個々のビジネスを「ビジネスグループ」単位で推進しており、個々のビジネスの特性に応じた情報セキュリティ施策を実施しています。

また、富士通内の複数の部門および一部の国内グループ会社では、ISMS(情報セキュリティ・マネジメントシステム)認証を取得し、お客様情報など秘密情報の管理の徹底を図っています。

情報セキュリティに対する意識啓発

2008年度においては、「情報管理 徹底宣言!~情報管理は富士通グループの生命線」を共通のスローガンとして、富士通および国内グループ会社の各事業所にポスターを掲示するとともに、全社員の業務用PCにシールを貼付することで、情報セキュリティに対する社員一人ひとりの意識の高揚を図っています。



「情報管理 徹底宣言!」シール

個人情報保護体制の強化

富士通では、「個人情報保護ポリシー」を整備したほか、2005年4月に全面施行された個人情報保護法に準拠した「個人情報管理規程」を定め、同規程のもと、毎年、個人情報の取り扱いに関する教育・監査を実施しています。2007年8月には富士通全社としてプライバシーマーク認証を取得し、さらなる個人情報保護体制の強化を図っています。

国内グループ会社も、必要に応じて各社でプライバシーマーク認証を取得し、個人情報管理の徹底を図っています。また、海外グループ会社の主な公開サイトでは、各国の法律や社会的な要請に応じたプライバシーポリシーを掲載しています。



 情報セキュリティ報告書
<http://jp.fujitsu.com/about/csr/management/security/>

※ 情報セキュリティ報告書は、情報セキュリティのページの最下部からリンクしています。

知的財産の保護

知的財産保護の基本的な考え方

富士通グループは、FUJITSU Wayの行動規範のなかで「知的財産を守り尊重します」と定めています。

この考え方のもと、グループ全社員に対して「知的財産は重要な経営資産であり、富士通グループの事業活動を支えている」こと、そして「知的財産は、パートナーとしての富士通グループに対するお客様からの安心感・信頼感につながっている」ことを常に意識して行動するよう求めています。

知的財産活動を支える組織体制とそのミッション

「知的財産にかかる法務・コンプライアンス問題全般への対応」から、「全社的な知的財産権戦略の企画・立案と権利の

取得・維持・管理」「知的財産権のライセンス交渉」「標準化活動を戦略的に行うための企画・立案およびその推進」「ビジネスを取り巻く種々の情報の調査・収集と社内各部門への提供」まで、富士通の知的財産に関する幅広い業務を担っているのが、知的財産権本部です。

また、各事業部門には知的財産戦略責任者を配し、個々のビジネスや研究開発のなかで知的財産を活用しています。

なお、特許に関しては、専門の子会社(株)富士通テクノロジーを設置し、特許出願のための公知例調査※や、商品・サービスに関する他社特許の調査などを実施しています。

※ 公知例調査

特許出願を予定している技術がすでに第三者により公表されているかを調べる調査です。

「知的財産の尊重」のために

他社の知的財産を侵害することは、富士通グループ自身が事業機会喪失という直接的な影響を受けるにとどまらず、お客様に多大なご迷惑をおかけすることになります。このような事態が発生することのないように、各種の規程やそれらを業務上で実践するための手続きを整備しています。

加えて、知的財産の侵害は「商品・サービスの欠陥」にほかならないという認識のもと、研究開発の初期段階や商品・サービスの出荷前に他社の特許出願状況調査を徹底するなど、他社特許の侵害を回避するために最大限の努力を図っています。

他社の権利を尊重すると同時に、他社による富士通権利の侵害に対しては毅然とした態度で臨んでいます。

 知的財産報告書
<http://jp.fujitsu.com/about/ip/ipplanning>

※ 知的財産報告書は、知的財産戦略のページの最下部からリンクしています。



Global Activity

海外における知的財産保護への取り組み

富士通グループでは、グローバルビジネスを円滑に推進するために、開発・製造から販売まですべてのプロセスを視野に入れ、それぞれの国および地域に合致した知的財産の取得・維持・活用を実践しています。

例えば、米国と中国には駐在員事務所を設置し、現地の研究・開発拠点における成果である発明を漏れなく抽出し、特許出願につなげる取り組みを行っています。とくに、米国の特許取得にあたっては、発明の抽出のみならず、審査過程全般を通じて対応する体制にし、より効率的に質の高い特許を取得することを行っています。